

一般社団法人 日本作業療法士協会
謝金規程 細則

平成 28 年 12 月 17 日

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）の謝金規程に基づき、規程の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第 2 条 講師謝金及び原稿料等については、本会の正会員にも支払うことができる。ただし、本会の常勤役員及び職員には支給しない。

2 規程別表 1 に掲げる対象者以外に支給する場合は、財務担当理事の承認を得なければならない。

(謝金の額)

第 3 条 規程第 6 条 4 項及び 5 項に該当する者への支給額については、都度理事会に諮り決定することとする。

2 支給単価 1 時間に端数が生じたときは 30 分単位で支給し、30 分に満たないときは 15 分未満は切り下げ、15 分以上は切り上げて算出する。

(謝金の支払い方法)

第 4 条 謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。

2 支給対象者本人が希望する場合は、現金で支給することができるが、必ず領収書を收受しなければならない。

3 本人名義の銀行口座へ振込ができない場合で、明確な理由が確認されれば本人名義以外の銀行口座へ振込することができる。

(源泉徴収)

第 5 条 謝金及び謝金対象者に支給する交通費及び宿泊費は、法令に定めるところに従って源泉徴収を行った上で、支給対象者に支払う。

(補則)

第 6 条 この細則に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

(細則の変更)

第 7 条 この細則の変更は、理事会の決議によらなければならない。

附 則

1. この細則は、平成 28 年 12 月 17 日より施行する。